

あんしん住宅瑕疵保険

転得者証明書発行申請

事務フロー



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

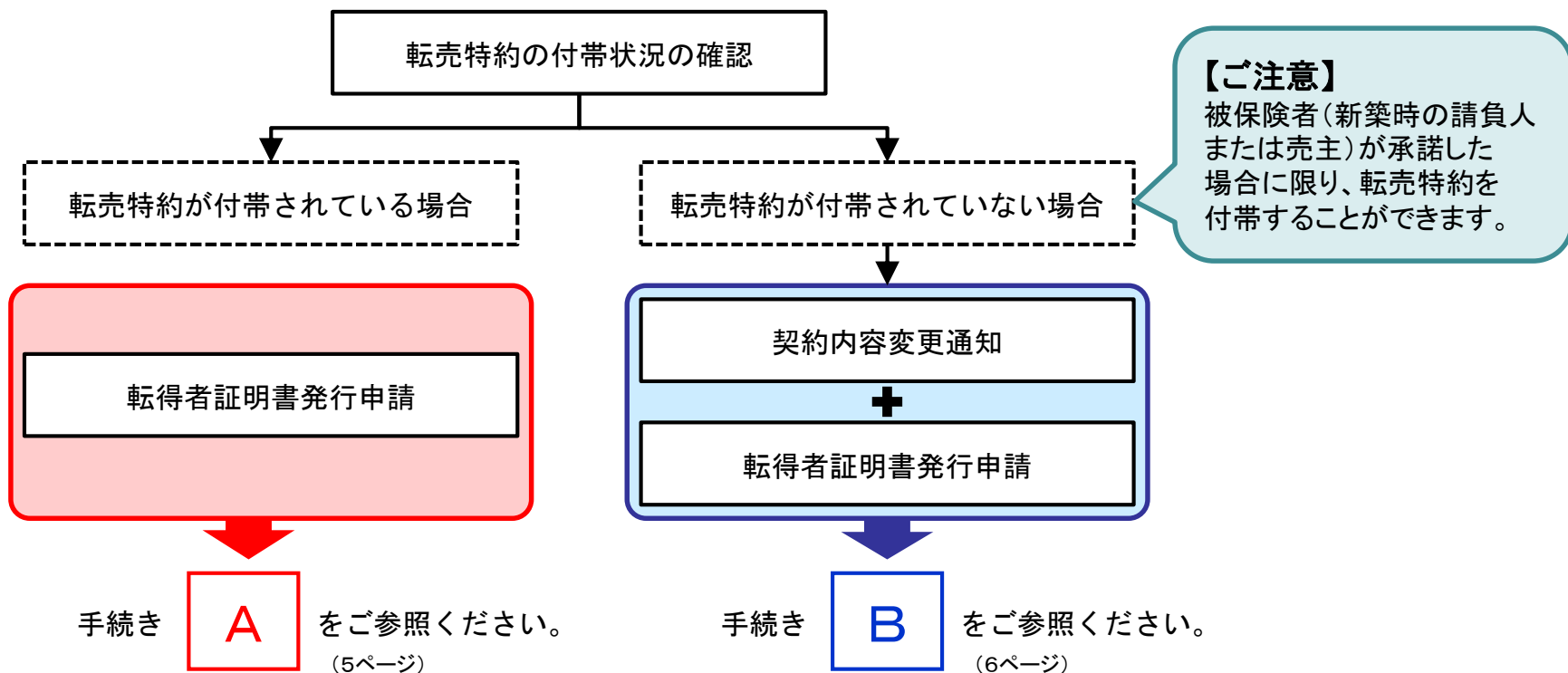
株式会社住宅あんしん保証

転得者証明書発行申請

1 転得者証明書発行申請の概要

保険対象住宅が当初の住宅所有者（発注者または買主）から第三者（転得者）に譲渡される場合であって、被保険者が「転売に関する特約（以下、転売特約といいます。）」による補償を受けたいことを希望するときは、被保険者（住宅事業者）が住宅あんしん保証に対して転得者の通知（転得者証明書発行申請）をする必要があります。

転得者証明書発行申請の基本的な流れは、次のとおりです（再譲渡時も同様です）。



● 転売特約の内容については、「あんしん住宅瑕疵保険 転売特約について」または「契約内容のご案内追補版」をご覧ください。

2 転売特約の付帯状況の確認方法

保険証券または保険付保明書の特約欄に、転売特約の特約コード(次のいずれかの数字)が記載されていれば、転売特約が付帯されています。

■ 転売特約の特約コード : **25・26・27・28・29・30** (新築瑕疵保険に限ります。)

事業者様 保管

あんしん住宅瑕疵保険
保険証券

特約条項

25

印

保険証券の例

【ご注意】

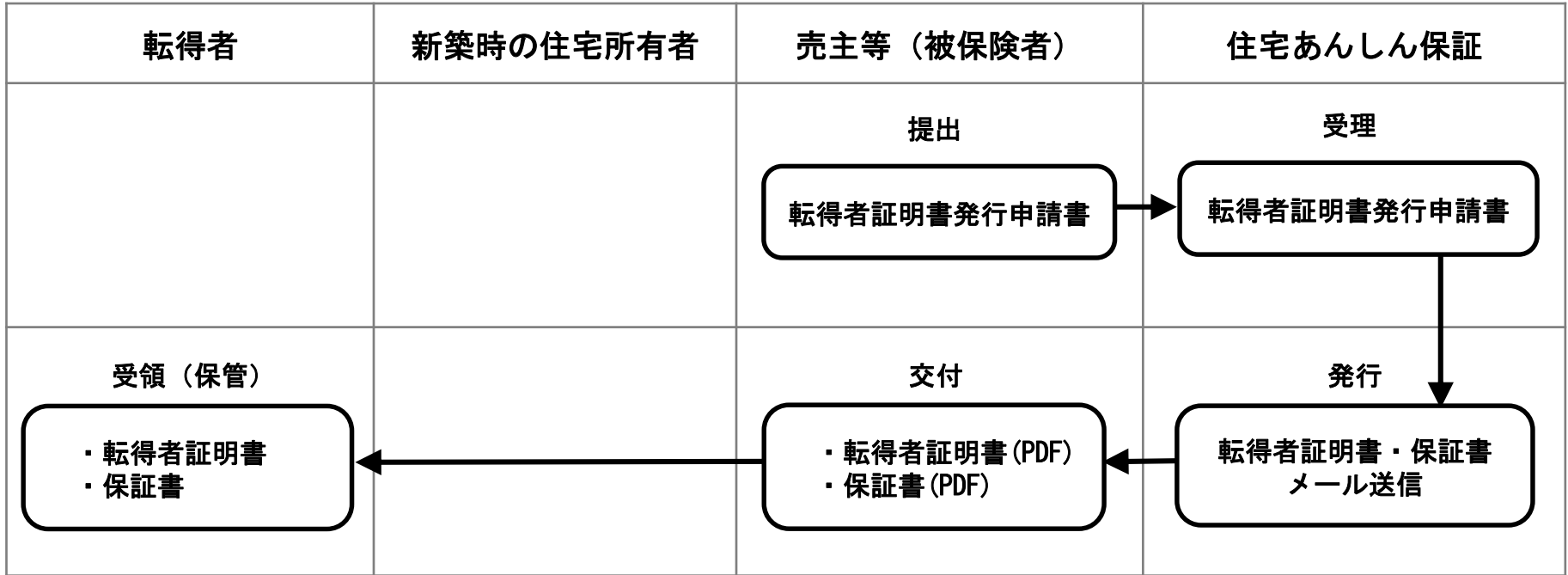
- ① 転売特約は、中途付帯をすることができます。転売特約が付帯されていない場合は、転得者証明書発行申請と併せて転売特約を付帯するための契約内容変更通知をしてください。
- ② 特約が付帯されただけでは転得者に対する保証は開始されません。転得者が決まり次第、必ず転得者証書発行申請の手続きを行ってください。

3 転得者証明書発行申請手続き①



転売特約が既に付帯されている場合（保険証券または保険付保証明書の特約欄に25～30のいずれかの数字が記載されている場合）の転得者証明書発行申請手続きは、以下のとおりです。

(1) フロー



(2) 転得者証明書発行申請時の必要書類

転得者証明書発行申請をする際に、次の書類を提出してください。

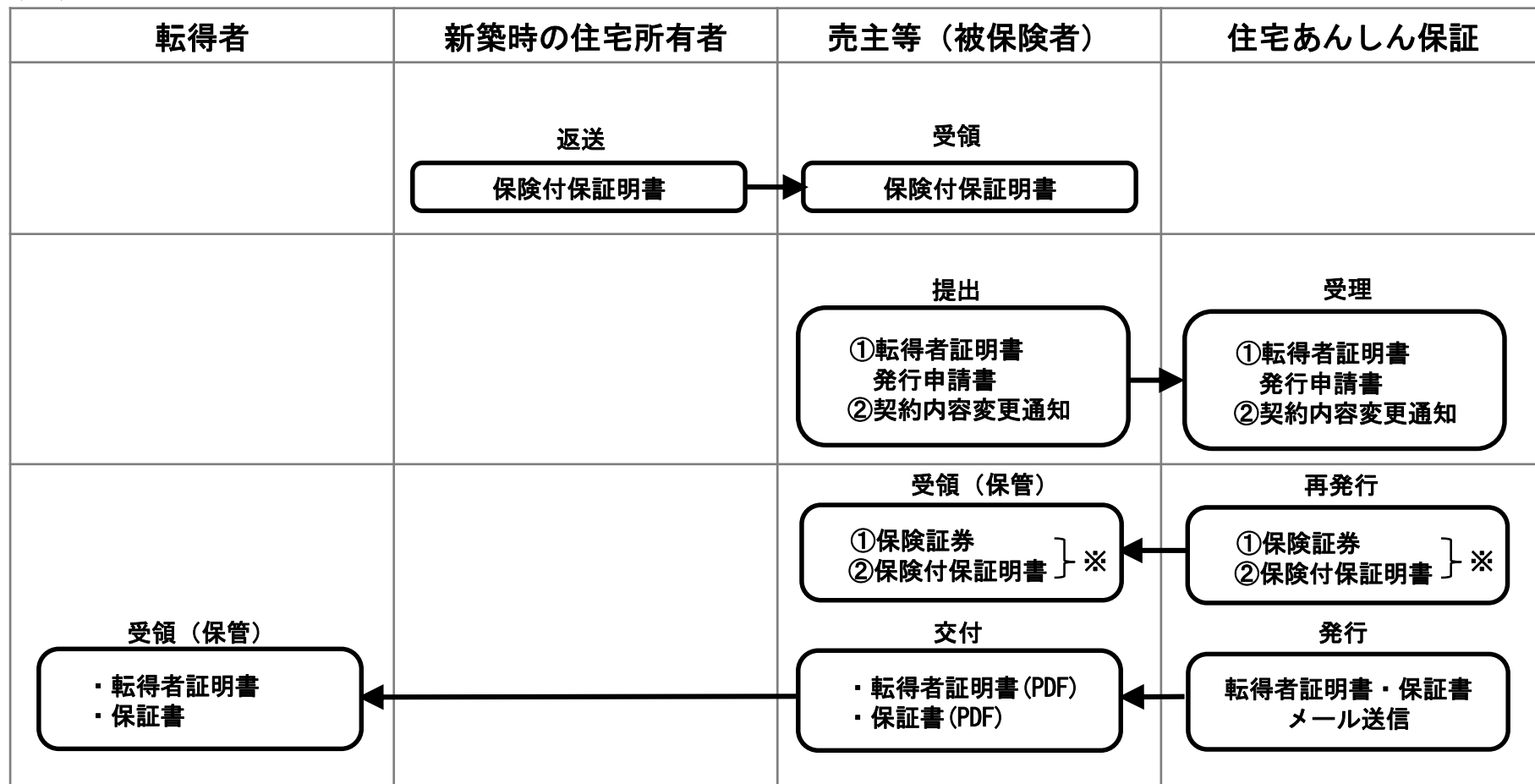
- ・ あんしん住宅瑕疵保険 転得者証明書発行申請書（事業者が記入）（記入例 ⇒10ページ）

4 転得者証明書発行申請手続き②

B

転売特約が付帯されていない場合（保険証券または保険付保証明書の特約欄に25～30のいずれかの数字が記載されていない場合）の契約内容変更通知および転得者証明書発行申請の手続きは、以下のとおりです。

(1) フロー



※新築時の住宅所有者名義となります。

(2) 必要書類

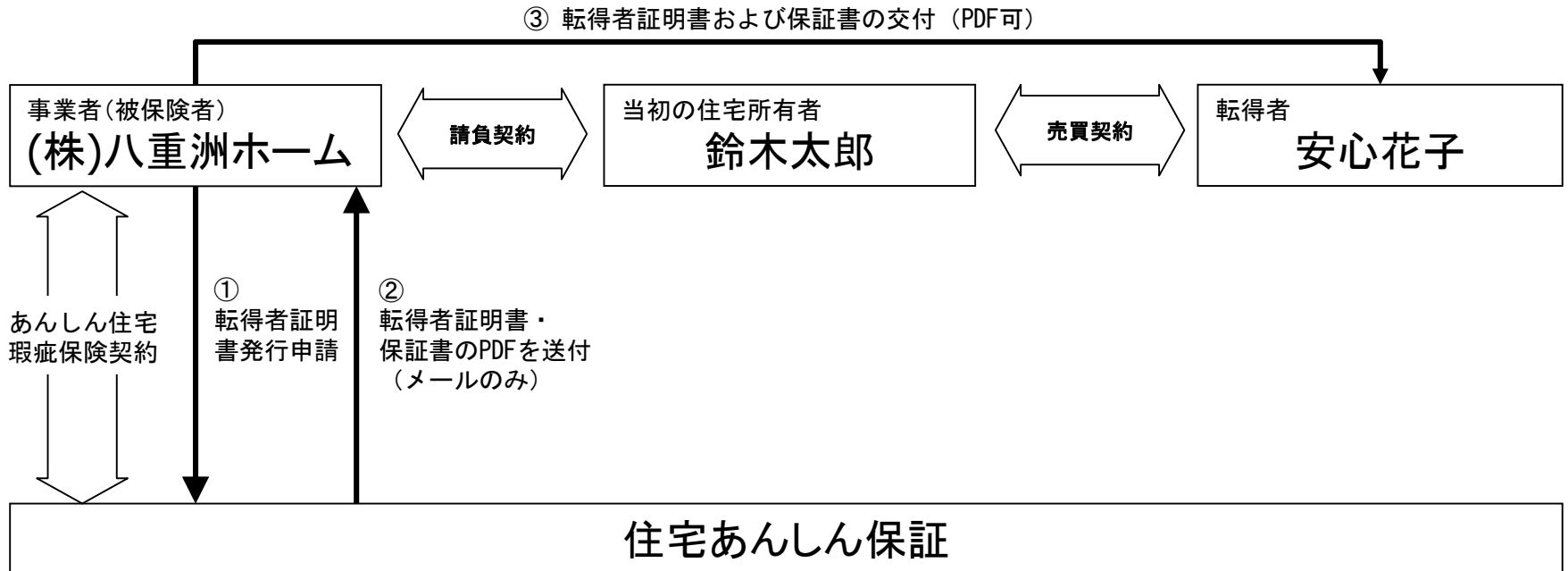
転得者証明書発行申請および契約内容変更通知の際に、次の書類を提出してください。

- ① 転得者証明書発行申請書 (記入例 ⇒ 10ページ)
- ② 申込取下届兼契約内容変更通知書 (記入例 ⇒ 11ページ)
- ③ 発行済みの保険証券・保険付保証明書の原本 ※共同住宅の場合は、共同住宅住戸引渡明細書の原本も必要です。

様式記入例

様式記入例の設定事例

新築住宅の建築工事を（株）八重洲ホームに発注した鈴木太郎が、その住宅を安心花子に売却する。



あんしん住宅瑕疵保険 転得者証明書発行申請書 見本

発 行 日 20 **23** 年 **9** 月 **10** 日

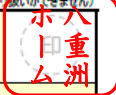
申請書記入日

あんしん住宅瑕疵保険 転得者証明書発行申請書

登録センターコード	登録センター名	支店・営業所名
12345	あんしん(株)	本社
募集店コード	募集店名	支店・営業所名
受付センターコード	受付センター名	支店・営業所名

押印(法人の場合は法人印)

(法人の場合、個人印では取り扱いきません)



【注意事項】

転得者への引渡日が確定しましたら、本紙にご記入の上、取次店に提出してください。
 ※ 共同住宅の場合は、住戸ごとに転得者証明書の発行を申請してください。
 (一棟(全住戸)の転売の場合を除く。)

【承諾事項】

転得者証明書の発行申請がなされた場合は、以下の内容について確認し、承諾いただいたものとみなします。

- この申請の前提として、当社(届出事業者)は、転得者に対して対象住宅に係る瑕疵担保責任と同等の責任を負担することを約定しています。
- 転得者証明書の送付先メールアドレスは届出事業者が管理するものであって、本手続きに関する転得者の個人情報の取扱いについて同意します。
- 転得者証明書は、保証書とともに必ず転得者に交付します。
- 転得者から事故等の連絡があった場合は、適切に対応します。

【その他】

転得者証明書発行申請の前提として、対象住宅の保険契約に、転売に関する特約(転売特約)が付帯されている必要があります。
 対象住宅の保険契約に転売特約が付されていない場合は、転売特約を付帯するための契約内容変更通知が必要となります。
 詳細は当社のホームページの以下のページに掲載していますのでご確認ください。(事務フローの詳細は、同ページに掲載の「転得者証明書発行申請 事務フロー[PDF]」をご覧ください。)

はじめて登録されるメールアドレスの場合は、送達確認が必要となります。

左記の【承諾事項】の記載について内容を確認し、承諾した上で、下記住宅の転得者証明書および保証書の発行を申請します。

届出事業者番号	1 2 3 4 5 6 7
届出事業者名	(株)八重洲ホーム
申込担当者	氏名 安心太郎 TEL 01-2345-6789 所属部署 安心事業部

保険証券番号	K H P Y 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 A A -
住宅情報	<input type="checkbox"/> 共同住宅の場合は8桁の扶養をご記入ください。戸建住宅または共同住宅の一棟(全住戸)の転売について申請する場合は扶養の記入は不要です。なお、共同住宅の一棟(全住戸)の転売について申請する場合は右欄に印してください。 <input type="checkbox"/> 全住戸
転得者への引渡日(保証開始日)	20 23 年 9 月 9 日
所在地	〒 123 - 4567 東京都中央区八重洲 △-□-○

転得者氏名	フリガナ 安心 花子 (転得者名)
転得者証明書等送付先の情報	<input type="checkbox"/> 受理証等メール送付先に登録済み(送付先の担当者名と所属等(任意)を記載してください。)(※1) <input checked="" type="checkbox"/> 新規登録(送付先の担当者名、メールアドレスを必ず記載してください。)(※1)(※2)
担当者名	安心太郎
拠点・所属等(任意)	安心事業部
メールアドレス	△□○@co.jp

※1 仮登録中のままでは正しく送信されませんのでご注意ください。
 ※2 はじめて使用するメールアドレスの場合は、仮登録後に本登録承諾確認メールが届きます。そのメールに記載のURL にアクセスし、「承諾」をクリックしてください。(これにより本登録が完了します。)



<https://www.j-anshin.co.jp/service/kashihoken/jin...>

登録センター記入欄		募集店記入欄		受付センター記入欄		住宅あんしん保証欄	
受領者氏名	受領者氏名	受領者氏名	受領者氏名	受領者氏名	受領者氏名	受領者氏名	受領者氏名
受領日	受領日	受領日	受領日	受領日	受領日	受領日	受領日

